

令和5年4月12日作成

特定非営利活動法人 PAI おきなわ 一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

全ての従業員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和5年5月1日 ～ 令和8年4月30日（3年間）

2.計画内容

年次有給休暇の取得率を1人当たり60%以上とする。

（対策）

- 令和5年5月～
- ・年次有給休暇取得状況について実態の把握
 - ・各部署の上司への取得状況報告（半年ごと）
 - ・職員向けの年次有給休暇の取得促進の啓蒙活動の実施

公表日：令和5年5月1日

女性の活躍に関する情報公表について

【雇用管理区分ごとの有給休暇取得率】

(職種)

- 常勤介護職員 : 40.7%
- 介護専門職員 : 35.7%
- 事務職 : 63.1%
- 契約介護職 : 49.4%